

公安委員会会議録

開催日時	令和7年5月7日(水)	自 午後 1時00分 至 午後 3時20分
開催場所	山口県警察本部公安委員会室、同公安委員室	
出席者	公安委員	今村委員長 野村委員 弘永委員

第1 審議概要

本部長、警務部長、生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、情報通信部長及び首席監察官同席の上、下記の報告を受けた。

1 児童相談所への出向警察官の活動状況（令和6年度）

生活安全部長から、

児童虐待事案への取扱状況について、警察から児童相談所への通告児童数は、令和5年から令和6年にかけて全国的に微減し、山口県においても前年より減少しているが、依然として高水準で推移している。こうした中、児童相談所との連携を強化し、児童虐待事案への対応に万全を期すため、平成31年度から警察官の児童相談所への出向を行っており、その活動状況を報告する。

(1) 出向警察官の概要

出向警察官は、児童の生命・身体が危険にさらされている疑いのある事案など、警察の関与が求められる事案や緊急性の高い事案に対応するため、児童相談所と連携し、情報共有及び対応力の向上に取り組んでいる。

ア 出向先等

中央児童相談所に2名の警察官が出向中

イ 主な業務

- 通告受理時の対応、援助方針に関する会議での助言や指導
- 通告事案において現場臨場し、被害児童の安全確認等に関する対応
- 警察との連携が必要な事案に対する連絡調整

(2) 活動状況

ア 警察と児童相談所との連携

- 連絡会議の開催
- 警察官や児童相談所職員等への研修
- 警察と児童相談所等の合同訓練
- 中央児童相談所以外の児童相談所との連携強化

イ 警察捜査と関連する事案の調整

- 捜査に着手した事案に対する情報共有の仲介
- 児童相談所単独で円滑な一時保護ができない場合など、対応困難事案に係る警察への援助要請を実施
- 虐待を受けた児童や凄惨な事件を目撃した児童からの聴取を、児童相談所・

警察・検察が共同し、一度で聴取することができる代表者聴取の日程調整等

(3) 今後の取組

引き続き、警察・検察等との連携を強化し、県下全域の児童虐待事案への迅速・的確な対応を推進するとともに、令和7年6月から施行予定の一時保護に係る司法審査について児童相談所へ助言を行っていく。

旨の説明があった。

野村委員から、「児童虐待事案は重大な問題であり、特に、生命身体の危機に関する事案は早い対応が必要である。警察が介入していかなければならない事案に対して出向者が対応できる良い施策である。警察は事案の危険性について判断を行うノウハウを持っていると思うので、今後も協力して行ってほしい。」旨の発言があった。

弘永委員から、「児童相談所からすると、警察は頼りになる存在なのではないか。双方が連携することで効果が上がると思うので、取組を推進し、悲惨な事件を防いでほしい。」旨の発言があった。

今村委員長から、「それぞれ組織としての文化が違うと思う。児童相談所は長い期間をかけて、子供と付き合いがいかないといけない。一方で、警察は事案が発生すれば、即行動しなくてはならない。文化の違いで対応が後手後手になる場合もあるのではないかと。ところで、児童相談所から出向者の増員要望などはあるのか。」旨の発言があり、生活安全部長から、「現状、要望はない。」旨の説明があった。

2 「山口県交通安全ムービー・フォトコンテスト2025」の開催

交通部長から、

山口県交通安全ムービー・フォトコンテストは、交通安全や交通事故防止に関する動画及び写真を県民から広く募集し、共有することにより、県民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、もって交通ルールの遵守と交通マナーの向上を目指すことを目的に、令和4年から開催している。

動画の追加については、初めての取組である。警察から情報を発信するツールは、YouTubeやX(旧Twitter)などによるデジタルでの発信が主流となっており、掲載した内容をより多くの方へ伝えていくためには、動画が効果的と考え追加したものである。

(1) 主催等

主催は、山口県警察

共催は、山口県交通安全協会

後援は、山口県安全運転管理者協議会、山口県トラック協会、山口県

(2) 募集期間等

令和7年5月12日(月)から7月11日(金)までの間であり、8月中に審査会を実施した後、秋の安全運動出発式にて表彰予定である。

(3) 作品のテーマ

○ ムービー部門

横断歩道ハンドサイン運動又は自転車の安全利用促進に関するものであり、15秒以内のショートムービーが対象となる。

○ フォト部門

交通安全や交通事故防止に関するものであれば自由であるが、交通事故現場等の凄惨な内容を含む作品は除くこととしている。

(4) 実施概要

○ 応募資格

県内に居住又は通勤・通学する方

○ 審査

主催者が委嘱した審査員、警察職員及び展示会場での来場者による投票を基に審査

○ 応募作品の活用

応募作品については、随時県警察のXに投稿し、応募状況等を広報するほか、交通安全啓発グッズ等の各種交通安全広報啓発素材、テレビCMやSNS広報等における企画案として使用予定である。

(5) 今後の取組

報道機関や学校等と連携し、各種広報媒体（県警察ホームページ、SNS、デジタルサイネージ、ポスター、チラシ）の活用により、コンテストの募集勧奨を実施することで、コンテストを盛り上げ、目的である県民の交通ルール遵守と交通マナーの向上を目指していく。

旨の説明があった。

野村委員から、「応募作品は県警察のXに随時投稿されるとのことで、学生など若い方が面白い動画を出してくれれば、波及効果があるのではないかと。いずれにしろたくさん応募があると良い。ところで、今回動画を新規追加することとなったきっかけは何か。」旨の発言があり、交通部長から、「デジタルサイネージなどの電子広告も普及していることから、世間の流行に配慮し、応募しやすいショート動画を追加した。」旨の説明があった。

弘永委員から、「学生や若い世代が関心を持ってくれれば、コンテストへの参加も広がっていくのではないかと。ムービーという呼び方については、若い人により響くような呼称を検討すると良いのではないかと。」旨の発言があった。

今村委員長から、「動画を活用するのは良いことだと思う。動画を使用することで、コンテストにこれまでなかった効果があるのではないかと。」旨の発言があった。

3 GW期間中における各種警備の実施について

警備部長から、

GW期間中、警護警備及び雑踏警備に従事した。

(1) 警護警備

GW期間中、11警察署管内において警護警備を実施した。

会議の開催に合わせ、全警察署警備担当者に対する現場指揮官教養を行った。

(2) 雑踏警備（主要対象行事）

○ 岩国警察署、錦帯橋まつり（4月29日）

主催者発表の人出は、13,000人

○ 岩国警察署、フレンドシップデー（5月4日）

主催者発表の人出は、130,000人

○ 宇部警察署、新川市まつり（5月4日）

主催者発表の人出は、35,000人

○ 下関警察署、しものせき海峡まつり（5月2日～4日）

主催者発表の人出は、319,300人（5月3日）

(3) 雑踏警備（対応状況）

○ 主催者や交通機関との早期協議及び実地踏査を通じ、事前指導を強化

- ・ 混雑を緩和するため、シャトルバスの運用、列車の臨時増発、臨時券売所の設置及び職員の増員配置等、周辺交通機関の体制強化

- ・ 昨年の実施状況を踏まえた帰路者誘導動線の変更

- 開催当日には高所からの広報の実施
- 各部隊を運用し、警察署警備体制を支援

#### (4) 今後の方針

警護及び雑踏警備の実施状況を個別に検証し、今後の実施計画に反映していく。旨の説明があった。

野村委員から、「要人警護や雑踏警備は大変だと思う。新型コロナウイルスが沈静化して、外出する方が多くなってきており、人が集まると雑踏事故が起きやすいと思う。引き続き事故防止に尽力してほしい。」旨の発言があった。

弘永委員から、「一般の方は、イベントの際に警察が陰ながら努力していることに気が付きにくいと思う。警察の活動があるお陰で、安全にイベントが行われており、ありがたく思う。」旨の発言があった。

今村委員長から、「警備計画等について、複眼的に確認していくことが重要であると思う。さらに、今年は選挙が予定されているので、対策についてもよろしく願います。」旨の発言があった。

## 第2 決裁・報告

課長等から下記のとおり説明を受け、決裁を行うなどした。

### 1 決裁概要

#### (1) 意見の聴取・聴聞の結果報告

運転管理官から、本日の出席者4名の処分理由に係る事案概要、意見の聴取における供述内容について説明を受けた後、審議のう え量定どおり処分を決定し、そのほか意見の聴取等欠席者7名の処分を決定し、2名を再呼び出しとした。

#### (2) 次回開催する意見の聴取・聴聞の主宰者指名

運転管理官から、5月21日に開催する意見の聴取・聴聞における主宰者の指名について説明を受け、決裁した。

#### (3) 警察葬における公安委員会表彰

公安委員会会務官から、5月31日に執行する警察葬における公安委員会表彰についての説明を受け、決裁した。

#### (4) 公安委員会宛て文書への対応方針（2件）

公安委員会会務官から、公安委員会宛てになされた2件の文書について対応方針の説明を受け、決裁した。

#### (5) 審査請求の受理

公安委員会会務官から、審査請求を受理した旨の説明を受け、決裁した。

#### (6) 審査請求の審理

交通指導課長から、審理経過の説明を受け、令和5年12月6日に受理の報告を受けた審査請求について、裁決書を決裁した。

#### (7) 審査請求に係る資料の閲覧請求

交通規制課長から、令和6年10月9日に受理の報告を受けた審査請求について、対応方針を決定し、審査請求人に対して開示可能物件を交付する旨の説明を受け、決裁した。

#### (8) 審査請求に係る取下げの受理

交通規制課長から、令和6年12月18日付けで公安委員会が行った処分に対する審査請求について、取下げを受理した旨の説明を受け、決裁した。

## 2 報告概要

### (1) ストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況

人身安全・少年課長から、4月中のストーカー規制法に基づく禁止命令等の実施状況について、報告を受けた。

### (2) 山口南警察署阿知須交番開所式の実施

地域企画課長から、5月15日に実施される山口南警察署阿知須交番開所式について、説明を受けた。

### (3) 監察関係業務報告

監察官から、監察案件及び4月中の非違事案について、それぞれ報告を受けた。

### (4) 山口県公安委員会事務の専決状況

組織犯罪対策課長から、1月～3月中の組織犯罪対策課関係の山口県公安委員会事務の専決状況について、それぞれ報告を受けた。

## 第3 協議

今後の公安委員会における運営について、協議した。